

指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（捕獲事業）公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

様式４とともに提出する書類の様式及び提出部数は次表のとおり。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
5	企画提案書	A 4 版片面 8 枚以内にまとめること（写真等を含む）。	正本 1 部、副本 5 部
6	経費見積書	A 4 版片面 1 枚以内にまとめること	正本 1 部、副本 5 部

2 提出方法

持参又は、郵送（書留郵便又は、配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 8 年 8 月 18 日（火）17 時必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室 TEL 088-823-9039

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し、受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案書の提案事項

提案事項は次表に定めるとおりです。

企画提案書の提案事項と提案事項に係る留意事項

事項	留意事項
捕獲計画 (捕獲目標頭数、スケジュール等)	1 わなの設置、見回り等のスケジュールを記載すること。
	2 従事する人員数、見回り回数等を記載すること。効率的な見回りをするための方法を記載すること（例：新技術や ICT 等の活用等）
	3 捕獲実施（資材等準備、捕獲、個体回収、処理方法等）の手順を記載すること。
	4 捕獲個体の処理方法（埋設、焼却等）について、場所、規模、受入条件等について記載すること。
	5 わなによる錯誤捕獲への対応方法を記載すること。
	6 捕獲目標頭数を記載すること。また、捕獲が順調に進まない場合の対応方法を記載すること。
	7 契約締結から事業完了までの事務手続き及び捕獲作業における準備（現地の下見など）、捕獲、処理に係るスケジュールについて記載すること。
	8 香美区域は、登山者や観光客が多いエリアであるため、わなの設置箇所や、止めさし、見回りの手法を記載すること。
業務執行体制 及び技術力	1 捕獲計画作成、捕獲実施、捕獲物の確認、捕獲数・捕獲場所・捕獲方法（くくりわな・箱わな等）の記録、事業の効果・検証に必要な目撃効率、捕獲効率等の情報収集など、事業所所在地、業務別配置体制、配置予定者氏名・役職・経歴・実績を記載すること。
	2 現場代理人として配置する予定者の氏名・役職・経歴・実績を記載すること。
	3 連携する関係機関があれば記載すること。
	4 事業完了のために必要な捕獲物の現場確認及び部位（尾及び両耳）の確認、写真確認、書類確認等の確認方法を記載すること。
	5 捕獲効率や安全性の向上を図るため、新技術や ICT 等を活用する場合は記載すること。
業務履行の 確実性	1 過去3年（令和5年度～令和7年度）の年度ごとの鳥獣捕獲の事業実績 ① 年度 ② 発注者（国、県、市町村、民間企業等） ③ 事業費 ④ 事業名（許可捕獲、狩猟、調査等） ⑤ 捕獲事業の場合は、獣種・猟法別の捕獲・従事した実績を記載すること。 ⑥ 捕獲実績は、法人としての捕獲実績、組織的な捕獲実績（鳥獣被害対策実施隊、任意団体等）などを記載すること。
	2 今回発注予定業務の実施場所を含む地域（市町村）での有害鳥獣許可捕獲等による捕獲・従事した実績（主として、法人としての捕獲実績、組織的な捕獲実績（鳥獣被害対策実施隊、任意団体等））があれば記載すること。
	3 今回発注予定事業の捕獲実施区域の地形やニホンジカの生息状況等に関する知見について記載すること。

地域関係機関 との関わり	1 関係機関（市及び町、所轄の森林管理署及び警察署等）との連携・調整方法について記載すること。
	2 今回発注予定事業の捕獲実施区域周辺で従来から活動していた狩猟者等との調整方法について記載すること。
	3 提案に際して、関係機関と連絡調整を行った場合は、その状況を記載すること。
安全管理手法	1 業務全体に係る従事者に関する安全管理方法について記載すること。
	2 今回発注予定事業の捕獲実施区域周辺の住民等に対する安全管理及び周知の方法について記載すること。
	3 万が一、事故が発生した場合の対応等について記載すること。

7 企画提案書についての注意事項

- （１）企画提案書は１者１提案までとします。
- （２）様式５の注釈を参考に、Ａ４版片面８枚以内とし、縦方向、横書き、１０～１１ポイント、明朝体またはゴシック体で作成してください。

8 企画提案にあたっての注意事項

- （１）企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- （２）提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ①虚偽の内容が記載されているもの
 - ②企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの